

『社会保険加入促進宣言企業』

を募集しています！【岡山県版】

- 建設業における社会保険加入対策の徹底を図るとともに、この対策をより地域に根ざした取り組みとしていくためには、各地域で小規模事業者まで含めた社会保険加入の運動を定着させていくことが必要です。
- 平成30年11月30日に、「岡山県建設業社会保険加入推進地域会議」が開催され、この会議において『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』（行動基準）の採択が行われました。
※岡山県、(一社)岡山県建設業協会、(一社)日本建設業連合会中国支部、建設産業専門団体中国地区連合会、中国地方整備局の共催。
- 当会議では、この“行動基準”を遵守することを宣言いただける企業（社会保険加入促進宣言企業）を募集していますので、積極的な応募をお待ちしています。
※国土交通省は、応募いただいた企業に対し、中面の左側のページの様な、PR支援を行っております。

宣言企業であることのPR用ポスターのデザイン

社会保険加入促進 宣言企業

「社会保険加入推進地域会議」に

おいて採択された “行動基準” を
遵守する企業です。



国土交通省 中国地方整備局



◆応募方法等◆

【募集の対象者】

- ・岡山県内に拠点を置く建設企業
 - ・岡山県内の施工実績を有する建設企業
- ※法人であるか、個人であるかは問いません。
また、建設業団体に所属しているか否かも問いません。

【応募方法】

この紙面左側の「宣言書」を切り取り、日付、会社名、代表者名、所在地をご記入のうえ、下記応募先にFAX送信をお願いします。

※代表者印の押印は必須ではありません。

【その他】

「宣言書」をお送りいただいた建設企業の名称につきましては、「社会保険加入促進宣言企業」として中国地方整備局のホームページ等において公表します。

◆お問い合わせ・応募先◆

【事務局】

建政部 計画・建設産業課 連携推進係

T E L : 0 8 2 - 2 2 1 - 9 2 3 1 (代表: 平日・昼間)

F A X : 0 8 2 - 5 1 1 - 6 1 8 9 (直通)



国土交通省
中国地方整備局 国土を整え、全力で備える

社会保険加入に積極的に取り組む建設企業へのPR支援について

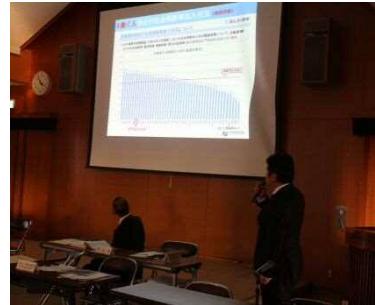


国土交通省では、地域に根ざして社会保険加入に関して優良な取組を実施している企業がその取組を対外的にPRできるポスター、ステッカー等を作成することにより、社会保険加入に積極的に取り組んでいる建設企業を支援しています。

◆建設業社会保険加入推進地域会議◆

題本	宣言書
「社会保険制度をめぐらにあつてあるべき行動基準」	
児童企業として	
<p>1. 工業安全衛生法、第二工場(作業場)規則(作業場の運営等の規制)、労働者健康保護法、労働者健康保護規則</p> <p>2. 「子供の労働規制法」、社会保険の運営等の規制に関する法律、労働者健康保護法</p> <p>3. 第二工場(作業場)規則(作業場)規則、労働者健康保護法(労働者健康保護規則)等の規制</p> <p>4. 「子供の労働規制法」、社会保険の運営等の規制に関する法律、労働者健康保護法(労働者健康保護規則)等の規制</p> <p>5. 「子供の労働規制法」、社会保険の運営等の規制に関する法律、労働者健康保護法(労働者健康保護規則)等の規制</p>	
下請業として	
<p>1. 工業安全衛生法、第二工場(作業場)規則(作業場の運営等の規制)、労働者健康保護法、労働者健康保護規則</p> <p>2. 「子供の労働規制法」、社会保険の運営等の規制に関する法律、労働者健康保護法(労働者健康保護規則)</p> <p>3. 第二工場(作業場)規則(作業場)規則、労働者健康保護法(労働者健康保護規則)等の規制</p> <p>4. 「子供の労働規制法」、社会保険の運営等の規制に関する法律、労働者健康保護法(労働者健康保護規則)等の規制</p> <p>5. 「子供の労働規制法」、社会保険の運営等の規制に関する法律、労働者健康保護法(労働者健康保護規則)等の規制</p> <p>6. 「子供の労働規制法」、社会保険の運営等の規制に関する法律、労働者健康保護法(労働者健康保護規則)等の規制</p> <p>7. 「子供の労働規制法」、社会保険の運営等の規制に関する法律、労働者健康保護法(労働者健康保護規則)等の規制</p> <p>8. 「子供の労働規制法」、社会保険の運営等の規制に関する法律、労働者健康保護法(労働者健康保護規則)等の規制</p> <p>9. 「子供の労働規制法」、社会保険の運営等の規制に関する法律、労働者健康保護法(労働者健康保護規則)等の規制</p> <p>10. 「子供の労働規制法」、社会保険の運営等の規制に関する法律、労働者健康保護法(労働者健康保護規則)等の規制</p> <p>11. 「子供の労働規制法」、社会保険の運営等の規制に関する法律、労働者健康保護法(労働者健康保護規則)等の規制</p>	

◀ 地域会議で採択された“行動基準”を遵守する旨の『宣言書』を中国地方整備局に提出。



◀ 自社での取組事例 を会議で紹介

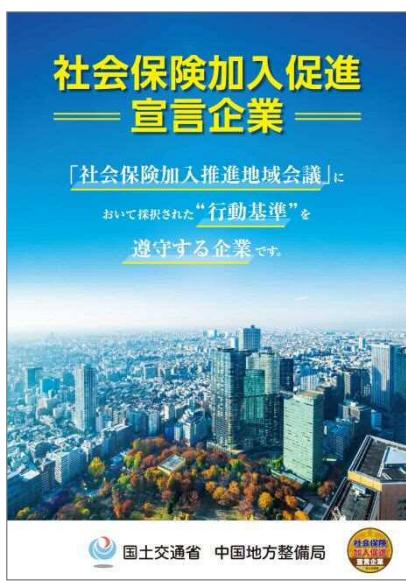
積極的に取り組む
建設企業に対して

◆国土交通省によるPR支援◆

《活用イメージ》

国土交通省は、次のような広報ツールを作成し、PR支援を行っています。

ポスター（A2版）



ステッカー（直径10cm）



※取組事例を紹介頂いた企業には
右のステッカーを提供しています。

電子フォーマット

名刺等の印字用として活用
いただける png 形式の画像
ファイルも用意。



営業所内外にステッカー
を貼ること

「営業所の内」

△△株式会社

代表取締役 ○○ ○○

〒000-0000 岡山市〇区〇町××-×
××オフィスビル×階
TEL 086-000-0000

名刺や企業パンフレットに印字

○○株式会社
企業理念

1

.....
2.

3. 社会保険加入促進宣言企業と 「社会保険に適正に加入する

企業を協力会社とし、協力会社に
対し、法定福利費を適切に見込

4 人た請負金額で契約する。→

『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』

元請企業

1. 工事を受注する際には、施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

下請企業

6. 工事を受注する際には、必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合)下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合)下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めるこ
10. (再下請に出す場合)下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合)下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

宣言書

『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』

元請企業として

- 工事を受注する際には、施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
- 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
- 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求める
作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
- 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた
指導を行うこと
- 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ
金額で契約すること

下請企業として

- 工事を受注する際には、必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
- 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
- (再下請に出す場合)下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
- (再下請に出す場合)下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求める
- (再下請に出す場合)下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
- (再下請に出す場合)下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

当社は、平成30年11月30日開催の「岡山県建設業社会保険加入推進地域会議」において採択された『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』を遵守することを宣言します。

平成 年 月 日

会 社 名

代 表 者 名

所 在 地
